

事 務 連 絡

平成27年4月27日

一般社団法人全国植物検疫協会

副会長 古茶 武男 殿

消費・安全局植物防疫課

課長補佐（検疫業務班担当）

輸入かぼちゃ種子に対するスイカ果実汚斑細菌病菌への検定について

輸入かぼちゃ種子について、「輸入かぼちゃ種子に対するスイカ果実汚斑細菌病菌への検定について」（平成26年12月16日付け課長補佐事務連絡）において貨物で輸入されるかぼちゃ種子について遺伝子診断法による検定を行う旨お知らせしたところです。

当該検定による検査の結果、当該病菌が検出される荷口が多数見受けられ、そのうち1例において苗への罹病が確認されました。

このため、当該病菌のまん延防止の観点より、スイカ果実汚斑細菌病の発生国・地域等から輸入されるかぼちゃ種子について、郵便や携行手荷物においても平成27年5月11日（月）より遺伝子診断法による検定を行うこととしましたので、お知らせします。